

## 令和6年度仙台市地域スポーツクラブ活動体制整備事業業務委託仕様書

### 1 事業の名称

令和6年度仙台市地域スポーツクラブ活動体制整備事業業務委託

### 2 事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 3 事業の実施種目等

- ・対象校及び種目：【北仙台中学校】陸上部、ソフトテニス部  
【幸町中学校】ソフトボール部
- ・期間：令和6年9月7日（土）から令和7年2月23日（日）までの土、日に実施（最大24回）  
※土日のいずれかは休養日とすること。  
※実施期間中において、学校行事や長期休業等により対象校において活動を実施しないこととした場合は、上記回数に関わらず活動を実施しないこととする。
- ・時間：1回3時間程度（本市「運動部活動の方針」に定める活動時間を遵守すること）
- ・参加生徒数：各部活動の部員（以下参照）のうち希望する者  
【北仙台中学校】陸上部17名、ソフトテニス部26名  
【幸町中学校】ソフトボール部10名  
（令和6年5月時点の部員数であり、実施期間中に増減する可能性がある）

### 4 業務内容

本事業における業務内容については、以下のとおりとする。

なお、本業務の実施に当たっては、業務全体の責任者（以下、「コーディネーター」とする。）及び業務別の担当者を定め、業務執行体制を構築すること。

また、受注者は、発注者に対し、状況に応じて業務の進捗状況を報告するとともに、必要の都度業務の推進に必要な発注者との打合せ等を行うものとする。

#### （1）参加生徒への承諾書等の徴取

- ・本事業に参加を希望する生徒に対して参加希望の確認を書面にて行うとともに、参加を希望する生徒の保護者に対して、本事業への参加に係る承諾書を聴取すること。

#### （2）連絡会等の開催

- ・受注者において確保する指導者及びコーディネーターが適切に運営できるよう、事業開始前と事業実施中に受注者、対象校、教育委員会による連絡会を開催すること。
- ・必要に応じて、受注者と対象校との打ち合わせ等を適宜実施すること。

#### （3）指導者の配置

- ・それぞれの部活動に毎回2名ずつ、競技指導等を行う指導者を配置すること。  
※なお、各部活動の顧問、副顧問については、上記の指導者の人数には含めない。
- ・2名のうち1名の指導者は指導者資格保有者や、全国大会上位入賞経験者等、高いレベルの指導

を行えるものを配置すること。

- ・プロ経験者又は社会人競技経験者（以下、「特別指導者」という）を実施期間中に2回程度それぞれの部活動に派遣すること。
- ・本市「運動部活動の方針」を踏まえ、生徒の学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資することができるよう、教育的視点に配慮した指導ができるよう、受注者において、指導者に対して必要な研修を実施すること。

#### (4) コーディネーターの配置

- ・実施期間中は対象校2校に対して、少なくとも1名のコーディネーターを配置すること。
- ・コーディネーターは業務全体の連絡調整等を行う。
- ・コーディネーターは、対象校や生徒、保護者等関係者との連絡体制を構築し、活動の実施に当たって必要な連絡調整を行うこと。
- ・生徒や保護者等との連絡に当たっては、連絡用のアプリ等を活用し、効率的な連絡体制を構築すること。
- ・コーディネーターは対象校や関係者と協議し、活動日の調整及び活動場所の確保等を行うこと。  
※なお、外部会場を使用する場合は、施設予約の実施及び予約や会場費等の外部会場の使用に際して発生する費用については受注者が負担することとする。

#### (5) 事業完了報告書・成果報告書等の作成

- ・教員・生徒・保護者に対してアンケートを実施し、休日における部活動の地域移行に係る改善点や課題等を抽出・検証すること。
- ・事業終了後は、受注者の指定期日までに事業完了報告書・成果報告書等を作成すること。

## 5 指導者等の謝金単価

- ①指導者：1時間1,600円（国の基準による）
- ②特別指導者：受注者が規定等に定める単価とするが、客観的な説明が可能な合理的な単価を設定すること。
- ③コーディネーター：受注者が規定等に定める単価とするが、客観的な説明が可能な合理的な単価を設定すること。

## 6 保険の加入

- ・生徒、指導者及び特別指導者について、（公財）スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」への加入手続きを行うこと。
- ・指導者及び特別指導者に係る保険料については受注者が負担すること。
- ・コーディネーターについて保険の加入が必要な場合は、受注者の負担で加入すること。
- ・生徒の保険料については生徒の自己負担とし、受注者において徴収すること。

## 7 活動場所の確保

- ・各部活動の活動場所については、その活動日に応じて確保すること。
- ・9月7日（土）から10月13日（日）の期間中（最大8回）は、学校側で活動場所を確保することか

ら、受注者において活動場所の確保、調整は要しない。

※ただし、この期間中においても指導者を派遣すること。

・活動場所を確保・調整する期間及び回数は以下①及び②のとおりとする。

①令和6年10月19日（土）から12月15日（日）のうち土日いずれか最大9回

②令和7年1月11日（土）から2月23日（日）のうち土日いずれか最大7回

※上記①及び②の期間中において、学校行事等により対象校において活動を実施しないこととした場合は、活動が中止となるため、活動中止日の活動場所の確保、調整は要しない。

## 8 事業完了報告書・成果報告書等の作成、提出

①提出期限 令和7年2月25日（火）

②提出部数 2部（紙媒体）、データ

③提出先 仙台市教育局総務企画部健康教育課

※スポーツ庁が指定する様式にて作成すること。

## 9 その他

- (1) 本業務に関して、さらに必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。
- (2) 本業務の円滑な実施のために、本業務の委託開始から終了までの間、業務の進捗状況を発注者へ定期的に報告すること。
- (3) 受注者は、業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的以外で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。本業務が終了した後も同様とする。
- (4) 成果物（業務履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写または譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 制作物の作成等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- (6) 第三者の著作物を利用して制作物を作成する場合は、第三者の承諾を得ておくこととし、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (7) 本業務の実施に伴い、他に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき内容を除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。
- (9) 本業務に実施にあたっては、各種法令等を遵守すること。